

電線共同溝整備に伴う建設負担金算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）に基づき、電線共同溝を整備する際の占用予定者の建設負担金に関し、基本的考え方及び具体的な算出方法等を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要領における占用予定者は、電気事業法による一般電気事業者等及び電気通信事業法による認定電気通信事業者並びに道路法に基づき占用を許可されている事業者（有線テレビジョン放送法による事業者及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法による事業者等。）とする。

2 難視聴の解消を目的とするケーブルに係る建設負担金については、その設置の経緯等を踏まえ、道路管理者がその相当額を補償するものとする。

(占用予定者の建設負担金)

第3条 電線共同溝の占用予定者からの建設負担金の徴収根拠は、法第7条による。

(建設負担金の額の算定方法)

第4条 建設負担金の額の算出方法については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成7年政令第256号。以下「令」という。）第2条によることとし、建設負担金の額は、令付録第一の式により算出することとされているが、算出に当たっては以下の事項に留意すること。

(1) 建設負担金の額については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行規則（平成7年建設省令第17号。以下「規則」という。）第1条第2項第1号の規定により提出された資料（占用予定者が試算した支出を免れることとなる金額及びその算出根拠を示す書類）に基づき、当該金額が適正であるかについて審査したうえで決定すること。

(2) 令付録第一の規定により建設大臣が定める年利率は、6分5厘であること（平成7年建設省告示第1278号）。

(3) 将来発生する電線の設置又は管理に要する費用の額の算定にあたっては、物価の変動は考慮せず、算出時における時価によること。

(4) 占用料については、道路法及び同法に基づく条例により別途徴収することとされているため、建設負担金の額の算出にあたっては勘案しないこと。

(5) 規則第1条第1項により申請した「電線を敷設する予定期間」の始期が、建設完了予定時期の何年か後である場合の建設負担金の額の算出にあたっては、当該予定期間の始期において算出することとし、建設完了予定時期から電線を敷設する予定時期の始期までの年数を建設大臣が定める年利率で割り戻すこと。

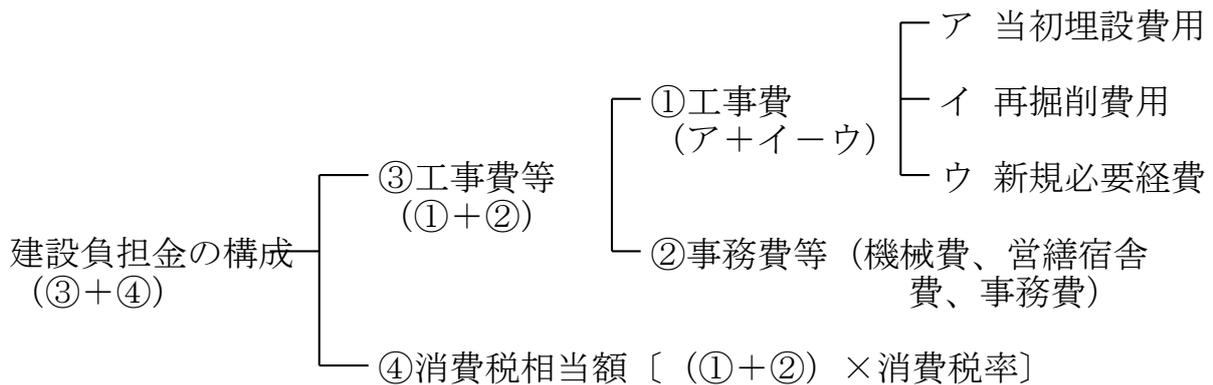
(負担金算出の基本的考え方)

第5条 建設負担金を算出する際の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 占用予定者が電線を自ら設置，維持修繕等のために掘削・埋戻し及び仮復旧に要する費用を算出するものとする。
- (2) 電線共同溝の耐用年数は，50年とする。
- (3) 電線の耐用年数は，25年とし，25年毎に再掘削して電線を更新するものとする。なお，電線の分岐・接続のための施設は電線共同溝と同じく50年とする。

(建設負担金の構成)

第6条 建設負担金の構成は，以下のとおりとする。



(工事費の算出)

第7条 工事費を算出する際の施工条件等は，以下のとおりとする。

(1)初年度入溝の場合

$$\text{工事費等} = \text{入溝ケーブル延長} \times \text{標準価格} \quad (\text{式-1})$$

※標準価格には、前条の①工事費、②事務費を含むものとする。

$$\text{建設負担金} = \text{工事費等} + \text{消費税相当額} \quad (\text{式-2})$$

(2)後年度入溝の場合

$$\text{工事費等} = \text{入溝ケーブル延長} \times \text{初年度標準価格} \times n \text{年後の割戻率} \quad (\text{式-3})$$

当初入溝が n 年後の場合の当初埋設費用算出のための割戻率

$$\frac{1}{(1+r)^i} = \frac{1}{(1+0.065)^n} \quad (\text{式-4})$$

ここで r : 建設大臣が定める年利率 6.5%
i : 当初入溝の時期 n 年

- 1 この要領は、平成16年 4月 1日以降の電線共同溝整備から適用する。ただし、新電線類地中化計画の事業継続箇所等については、電線管理者と協議の上、本要領の適用が妥当と判断された場合、本要領を適用するものとする。